民事信託の税務上の課題と提案
～複層化信託を中心として～

実務研究

日本税務会計学会
平成27年12月　月次研究会

一般社団法人
民事信託推進センター
星田　寛

はじめに

信託法の改正に伴い信託税制も抜本的に改正された。民事信託、つまり自己の財産につき生存中または死亡後の管理・承継を目的とする家族等のための信託において、受益者等が信託財産を有するものとみなして課税関係が整理された。

しかし、みなしの創設規定として定めても、次のようにあいまいなとき、信託法による経済的利益から合理的でないときがある。その一つが複数受益者となる複層化信託の場合であり実務では活用できない状況にある。

1．民事信託の税務上の問題点

(1) 所得税の所得計算

複層化信託の場合、相続税法では民事信託を受益者連続型以外の信託（一般型）と受益者連続型信託の2つに分けて課税が整理されている（相基通9の3－1）。

相続税法基本通達9－13に記載されている例は受益者連続型信託以外の信託である。この事例の場合の所得課税はどうなるのか。

所得税法では、「信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられる」と定めている（所令52④）が、受益権が質的に複層化された場合は定かでない（もっとも収益受益権の定義がない）。総収益と総費用を権利の内容に応じて所得の具体的な算定方法が条文等の定めからは判然としない。

信託財産を有するとみなされる者に所得課税され、また受益者連続型信託は通達から収益受益者の所得と解される。連続型信託以外の信託では法令および通達から直接的には読み取れない。たとえば、賃貸不動産が信託財産である場合、賃貸収益にかかる経費つまり清掃等の管理費、火災等損害保険料、通常の修繕費、定期的な固定資産税、信託報酬等々は、賃貸収益を得るためでもあり、また元本にかかる経費でもある（アメリカでは州法又は統一法典にて元本と収益に係る収益・費用について定めている）。収益および費用を収益受益権と元本受益権のいずれに帰属させることが、信託目的に沿うのか、収入すべき額等といえるのか慎重に考えて契約内容を定める必要がある。

また、比較するならば、民法の負担付贈与（2通り考えられるが、たとえば、子に土地を与えるが30年間にわたり父に地代として得た金員の支払いを負担とする）の場合、土地を所有する者に所得課税を課す扱いが課税の本筋と解される（賃貸のリスクは収益を限度に受益者が負っていると考えるが）。

なお、所得税基本通達13－1では、「例えば、一の受益者が有する受益者としての権利がその信託財産に係る受益者としての権利の一部にとどまる場合であっても、残余の権利を有する者が存しない又は特定されていないときには、（中略）、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部が帰せられるものとみなされることに留意する。」と記述されているが、所得税法施行令第52条第4項は「権利の内容に応じて帰せられる」と定めているだけで、このような解釈になるのか。相続税法では政令委任（相法9の6、相令1の12③）の定めをしている。信託による経済的効果と異なる通達等は腑に落ちない。

(2) 相続税の計算（受益者連続型信託の例）

次のような複層化信託の場合、「いわゆる後継ぎ遺贈型受益者連続信託」ではないが税制では受益者連続型信託と定義づけられる事例の相続税負担を試算する。

「委託者甲（50歳、癌で余命宣告）は配偶者を亡くし子供はいない。親族は乙（委託者の父80歳、余命15年と仮定）、弟と従妹の丙がいる。信託財産は、利率1％の30年国債額面3億円のみと仮定し、収益受益権として収益（基準利率0・75％15年複利年金現価率）を父乙の老後生活資金に充て、元本受益権として元本を父乙死亡後従妹丙に帰属する定めの遺言信託」

甲と父乙の2度の相続による乙と丙の税負担は次のようになる。しかし、丙が国債を取得し乙に利子の金員を交付する負担付遺贈の場合の乙と丙に係る税額負担とは著しい差異が生じることになる。

	甲の死亡時	乙の死亡時	合計	相続
乙が取得する財産㋐ （乙が納付する相続税額㋑） ㋒（＝㋑÷㋐×100）	4,241.1万円 (9,180万円) 約216.45%	—	4,241.1万円 (9,180万円) 約216.45%	甲の相続財産㋐3億円 相続税額㋑18,360万円 ㋒比率61.2% （乙は納税できず、負担付遺贈に比し著しい差がある）
丙が取得する財産㋐ （丙が納付する相続税額㋑） ㋒（＝㋑÷㋐×100）	25,758.9万円 (0) 0%	0（みなし3億円） (9,180万円) ?	25,758.9万円 (9,180万円) 約35.64%	

乙は取得できる受益権の価額を遥かに超える納税負担を負い、納付資金を有していればよいが、なかったときは丙が二次納税義務者として納付するのか（受益権を取得している）。また、弟の相続税の課税価格は受益権が加わり多大な影響を受ける（丙には2割加算の適用）だけでなく、実態としての経済効果を超える課税の場面（担税力の問題ではない）がある規定になっている。

また、15年後（または乙死亡時）に、所轄税務署長は弟または丙の相続税申告書の合計額を開示できるか、弟と丙は互いに相続財産および信託に関する権利の開示を得て適正な申告ができるか。

(3) 相続税法の特例が民事信託に適用できるか

複層化信託においても居住用不動産の配偶者への贈与に係る特例（相法21の6）、小規模宅地等の課税価格の特例（措法69の4）が適用できるか。相続税法基本通達の21の6－9および措置法施行令第40条の2第20項には「相続税法第9条の2第6項の規定を準用する」と定めている。また特定障害者に対する贈与の特例（相法21の4）について質疑応答集において居住用不動産の扱いが記載されている。

受益者連続型信託ではすべての信託財産を有するとみなして課税するから所有権を有するものとみなして適用できると解される。しかし、受益者連続型信託以外の信託では所有権を有しているとはみなせないので不適用なのか。これらの特例の趣旨、条文および質疑応答から所有権だけを念頭に置いているとは解せないので、収益受益者においてその権利の範囲で適用できるものと解されるが明確ではない。

(4) 受益者連続型と受益者連続型以外の信託の違い

父が遺言代用信託契約により死亡後受益者を定めれば、父の相続開始により父の受益権が消滅する定め（相令1の8）があるので、相続税法第9条の2第2項、第9条の3が適用され連続型信託となる。

父の受益権が相続の対象になれば連続型信託以外の信託となる。この例が相続税法基本通達9－13の場合である。つまり、信託行為により受益権が移転等する定めがあれば連続型信託と解され、信託行為に定めておらず民法により受益権が相続・贈与等される場合が連続型信託以外の信託と解される。信託法の合理的な仕組みを活用するよりも、わざわざ面倒な民法の相続・贈与等の手続きの迂回行為をさせて課税を強化しているように思えてくる。

そこで信託法の効力も踏まえた適正な課税方法を試みる。

2．いわゆる後継ぎ遺贈型連続信託の法解釈と課税の再検討

いわゆる後継ぎ遺贈型受益者連続信託は、「いわゆる後継ぎ遺贈」が民法ではできないので信託で可能にしたと言われ、「いわゆる後継ぎ遺贈型」と呼んでいる。この信託について立法担当者は、「第2次以降の受益者は、先順位の受益者からその受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得するものと法律構成される」、（遺言代用信託の場合）「遺留分算定に当たっては、第2次受益者（妻）はもとより、第3次受益者（その子）についても、いずれも委託者兼第1次受益者の死亡の時点を基準として、第2次受益者は存続期間の不確定な受益権を、第3次受益者も存続期間の不確定な受益権を取得したものとして、各受益権の価額等について必要な算定がされるべきものと考えられる。」と記述している[1]。

しかし、後継ぎ遺贈について昭和58年最高裁は4つの解釈を示し、その一つが停止条件付遺贈である。委託者の死亡段階で第2次受益者が取得し、さらに第2次受益者の死亡で第3受益者が取得する。最近では停止条件付遺贈と解する有力な説もある[2]。また受益者連続型信託課税に対して既に多くの批評[3]もある。

停止条件付遺贈の納税義務の成立は条件成就時である（通則15②四）。しかし、受益者連続型信託課税はそうではない。信託法第91条の新たな受益者も停止条件付遺贈（相基通1の3・1の4共－9）に準じて取扱って良い場合が多いのではないか。

なお、フランスも2006年に民法改正（仏民1048、1051）とともに税制（租税一般法典784C①～③）も改正され、段階的継伝負担付恵与（第一受益者死亡の際にそれを第二受益者に移転するという第一受益者への恵与であるので、本人から第二受益者への恵与により取得するとみなされた）は、残存物継伝負担付恵与ともに、まず第一受益者に無償移転税が課され、第二受益者に課される無償移転税の税額から第一受益者の納付額を控除するようになった。

おわりに

財産の所在、裁量信託などその他の問題も紙面の関係で記載できなかったが、民事信託に係る課税問題は多々ある。

専門家が関与して高齢社会に役立つ民事信託、いわゆる福祉型信託を活かすことで争いを防ぎ、円滑な財産移転、つまり経済活動がよりスピーディーに活性化されるよう、少しでも早く鋭意検討され信託税制が適正に改正されることを期待している。

(1) 寺本昌広「逐条解説新しい信託法［補訂版］」260頁（注3）、（注5）（商事法務2008・7）
(2) 能見善久・道垣内弘人編「信託法セミナー3」99・100頁、道垣内弘人教授と井上聡弁護士の解釈（有斐閣2015）
(3) 岡村忠生教授「多様な信託利用のための税制の提言」信託研究奨励金論集31号（2010・11）75頁以下、渕圭吾教授「民事信託と課税」信託法研究37号（2012）73頁以下